

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱

平成 18 年 4 月 14 日
京都府告示第 263 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次に掲げる法令又は例規に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 32 号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 33 号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 47 号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 48 号）

(指定の申請等)

第 2 条 法第 36 条第 1 項、第 38 条第 1 項及び第 51 条の 19 の規定による指定の申請、法第 37 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による指定の変更の申請並びに法第 41 条第 1 項及び第 51 条の 21 の規定による指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定（変更・更新）申請書（別記第 1 号様式）によるものとする。

- 2 法第 36 条第 1 項、第 38 条第 1 項若しくは第 51 条の 19 の規定による指定を受けた者又は第 41 条第 1 項若しくは第 51 条の 21 の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業所（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 46 条並びに第 51 条の 25 第 1 項及び第 2 項の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては変更届出書（別記第 2 号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（別記第 3 号様式）によるものとする。

- 2 法第 47 条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第 4 号様式）によるものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、前2条による申請若しくは届出に係る指定若しくは受理又は法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び第51条の29第1項の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者等の次に掲げる事項について、市町村その他の機関に対し通知することができる。

- (1) 事業者等の名称
- (2) 事業所等の名称及び所在地
- (3) 指定等を行った年月日
- (4) 指定障害福祉サービスの種類又は指定障害者支援若しくは指定一般相談支援の事業の種類
- (5) 事業の主たる対象とする障害の種類
- (6) 当該指定等に係る事業所等の事業所番号
- (7) その他必要な事項

(公示)

第5条 知事は、法第51条及び第51条の30第1項の規定により、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 事業者等の名称
- (2) 事業所等の名称及び所在地
- (3) 指定等を行った年月日
- (4) 前条第4号に掲げる事項

(実施細目)

第6条 この要綱に規定するもののほか、事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第285号)

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年告示第526号)

- 1 この告示は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則(平成23年告示第451号)

この告示は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第2条中障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条中第22項を第23項とし、第4項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成23年10月1日)

附 則(平成24年告示第225号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年告示第 502 号)

この告示は、平成 25 年 10 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 26 年告示第 397 号)

この告示は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 31 年告示第 54 号)

別記

第1号様式(第2条関係) (平19告示285・平20告示526・平23告示451・平24告示225・平25告示502・平26告示397・一部改正)

		受付番号	
		指定(変更・更新)申請書	
指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所			
京都府知事		年 月 日	
様			
申請者 (設置者)		所在地 名称 代表者	
		印	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業所に係る指定(変更・更新)を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者(設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —)			
	法人である場合その種別		法人所轄庁			
	連絡先電話番号		FAX番号			
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ氏名		
代表者の住所		(郵便番号 —)				
指定(変更・更新)を受けようとする事業所・施設の種類の	フリガナ					
	名称					
	事業所(施設)の所在地		(郵便番号 —)			
	同一所在地において行事業等の種類	指定(変更・更新)の申請をする事業等の事業開始予定年月日	添付様式	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考	
	サ					
	指					
	定					
	障					
	害					
	福					
祉						
事						
業						
所						
支						
援						
施						
設						
の						
種						
類						
事業所番号		同一の法律において既に指定を受けている場合				

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、京都府において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。